

令和7年度 第1回ひたちなか市子ども・子育て審議会 会議録

開催日時	令和7年10月28日(火) 9:30~10:50
開催場所	子育て支援・多世代交流施設ふあみりこらぼ 304研修室
出席者	<p><b>【委員】</b></p> <p>ひたちなか市PTA連絡協議会 顧問 阿部 一直          ひたちなか商工会議所 副会頭 川嶋 広行          社会福祉法人潮福祉会 金上保育園 主任保育士 萩谷 紀子          学校法人永山学園 勝田第一幼稚園 主任教諭 鬼澤 博子          社会福祉法人平磯保育園 理事長 川崎 誠          ひたちなか市教育研究会 副会長 塚本 清恵          学識経験者（茨城女子短期大学 講師） 森井 榮治          ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会 副会長          　（湊第1地区民生委員児童委員協議会 会長） 塚本 英美          ひたちなか市自治会連合会 副会長 橋本 正彦          社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会 副会長 小林 恵理子</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>子ども部 部長 藤咲 裕之          子ども部福祉事務所 子ども政策課 課長 永井 晶子          　　課長補佐 植田 成昭          　　主任 中川 貴弘          　　主任 榎戸 うい          子ども部福祉事務所 幼児保育課 課長 出澤 慶三          　　課長補佐 金子 敬志          　　係長 住谷 飛鳥</p>
会議次第及び会議の公開又は非公開の別	<p>1 開会</p> <p>2 委員及び関係職員の紹介</p> <p>3 あいさつ</p> <p>4 議事</p> <p>　(1) こども誰でも通園制度について</p> <p>　(2) ひたちなか市こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）の改訂（案）について</p> <p>5 閉会</p>
傍聴者の数	0人

会議資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度第1回ひたちなか市子ども・子育て審議会次第</li> <li>・こども誰でも通園制度について（資料1）</li> <li>・ひたちなか市こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）の改訂（案）について（資料2－1）</li> <li>・第3期子ども・子育て支援事業計画修正前後対照表（資料2－2）</li> <li>・ひたちなか市こども計画抜粋（修正前後比較資料）（参考資料）</li> </ul>
会議録の作成方法	要約筆記
その他の	

### 【審議内容】

- 1 開会
- 2 委員及び関係職員の紹介
- 3 あいさつ
- 4 議事

#### (1) こども誰でも通園制度について

こども誰でも通園制度について事務局より概要を説明し、その後質疑応答。  
質疑応答の主なものは次のとおり。

### 【委員】

利用時間について。一日当たり2時間30分となっているが、保護者の都合で時間を短縮してよいのか。

### 【事務局】

原則として利用時間は2時間半で考えている。国から示されている利用パターンとして「柔軟利用」と「定期利用」があるが、「柔軟利用」では保護者やこどもとの信頼関係の構築が難しいことから、本市では「定期利用」の実施を予定している。こども誰でも通園制度は保育に非常に近い内容であり、年間を通して全体及び個別の計画を策定しながら預かりを実施する。突発的な事情で利用時間が短くなる場合を除き、短時間のみの利用にしたいという要望に対しては、一時預かり事業の利用を案内していく。

### 【委員】

1 1時半に引き渡しのところ、保護者の都合で12時になってしまふ場合はどのような対応になるか。

### 【事務局】

開設時間を9時から11時半と記載しているが、柔軟に対応していく。令和7年度の実施自治体は全国で約250あり、現在、国が制度を運用している自治体から意見の吸い上げを行

っている。適宜情報を確認しながらよりよい制度を築きたい。

【委員】

おやつの費用は利用料金に含まれるか。

【事務局】

おやつ及び食事については提供しないため、利用料金に含まない。おやつは保護者に持参を求める。0・1・2歳児に対しては、登園後、持参したおやつを食べさせる時間を設けることを想定している。一日のスケジュールや保育内容、計画等の詳細について、公立保育所において検討を進めている状況である。

【委員】

利用パターンを原則「定期利用」とし、それぞれの子どもに対する個別計画を立てていくという旨だが、子ども誰でも通園制度と言いながら、登録した一部の子どもを定期的に預かる形態と見受けれる。実際には10人しか通園できないのか。

【事務局】

これまで、待機児童対策を目的として、保育所の建設や利用定員の拡充を実施しながら、受け入れ体制を整えてきた経緯がある。一方子ども誰でも通園制度は、保育制度とは異なる目的で、令和8年度からの全国一斉にスタートする給付事業である。利用量の見込みが立てにくい点について、本市でも他の自治体と同様に困惑しているところである。必要量を見込むための計画上の定義はあるが、あくまで人口推計をもとに機械的に算出しているに過ぎず、現実的にどのくらい利用があるかは不透明な状況である。まずは利用定員10人で実施し、令和9年度以降については令和8年度の利用実績等を踏まえ、提供体制の確保あるいは実施施設の拡充していく考えである。

【委員】

ひたちなか市は待機児童を0人としているが、保育の提供体制が整備された中でも、希望園以外の入園を辞退する家庭もあるため、実際には待機児童及び働きたくても働けない保護者は存在する。子ども誰でも通園制度では、働いている人でも子どもを預けることはできるのか。

【事務局】

基本的な利用要件としては、生後6ヶ月から満3歳までという年齢要件を設けている。就労要件は特になく、働いていることの証明等の提出を求めない。そのため、働きながらこの制度を利用したいという人もいる可能性はある。保育所入所の場合は「保育が必要な理由」が必要となるが、本制度については、保護者のライフスタイルは特段要件とされていない。

【委員】

障がいのある子どもや、医療的ケアが必要な子どもを含め「誰でも」受け入れる予定か。

【事務局】

障がいのある子どもや医療的ケア児など特段の配慮が必要な子どもについても、受け入れる方向で検討する。ただし、体制が整っている範囲での症状のみの受け入れとしたい。医療的

ケアを例にすると、看護師の常時介助のほかに保育士の配置が必要な場合もあれば、経管での栄養摂取を介助するのみの場合もある。子どもの症状に合わせた職員体制を整えられるかどうかが一番の課題だが、受け入れに向けた体制を作れるよう取り組んでいく。

【委員】

実施施設の立地について、那珂湊地区の人が9時までに津田に行くとなると40分以上かかる。佐野幼稚園に移転した場合、これもまた市の端である。スペースの問題などもあり検討した結果とは思うが、たとえば市の中核部の中根地区など、市内どこから来ても同程度の距離で来られる場所を考慮して検討してもらいたい。

【事務局】

まずは、つだ保育所の中の子育て支援センターひまわりで実施し、令和8年度中に佐野幼稚園に移転する計画である。市の中核部や那珂湊地区からの利用は当然に不便だろうということは理解している。利用実績を踏まえて、勝田地区中心地や那珂湊地区においても事業が展開できるように取り組んでいきたい。

【委員】

幼稚園が開催する週に一度の園庭開放は大盛況であり、需要がかなりあると思う。将来的に実施施設を拡大する場合、那珂湊地区の公立幼稚園を活用する考えはあるか。

【事務局】

幼稚園施設での実施も一つの方法であると考えている。少子化ということもあり、公立幼稚園は佐野幼稚園も含め人数が減少しており、空き教室が出てきている。利用実績を踏まえたうえで検討していきたい。

【委員】

誰でも受け入れるというのはよいことだが、受け入れる側の保育士にとっては非常に負担が大きいものと思う。障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもも受け入れるとなると、人員配置が特に大きな課題ではないか。現に働いている保育士の負担が大きくなりすぎないよう十分配慮して欲しい。また、預ける条件は問わないということだが、家にひとりの状況で子育てをしていると不安定になってしまう保護者が、子ども誰でも通園制度を利用することで安定するということは多分にあると思うし、少し働きたいという保護者にとってはよい制度とは思う。しかし、保育園でも仕事を休んで両親で遊びに行ってしまう保護者の例は珍しいことではないと聞く。保護者が子どもを預ける背景をしっかりと把握する必要があると考える。

【事務局】

まず、人員配置については、センター長1名・正規職員の保育士2名・会計年度任用職員の保育士2名の計5名の配置を予定している。職員の負担にならないよう人員配置や利用定員の内容については、保育士と相談しながら決定したところである。初めての試みであるため、実際に実施する中で課題が出た場合には、解消できるよう取組を検討していく。次に、保護者の都合で子ども誰でも通園制度が利用されることへの懸念については、一時預かり事業と

こども誰でも通園制度が制度上の位置付けや目的を異にする点を整理した。一時預かり事業は、保護者の仕事や通院、リフレッシュといった保護者の都合による一時的な利用を目的としている。一方こども誰でも通園制度は、「こどもの育ち」を支援することを目的としており、継続的に事業所に通うことができる制度となっている。また、一時預かり事業は、地域の実情に応じて市町村が実施を判断できる補助事業であるが、こども誰でも通園制度は、令和8年度からすべてのこどもに支援給付を受ける権利が生じることにより始まる全国共通の制度である。こども誰でも通園制度を、保護者の都合による一時預かりのような形で利用されることに関しては、制度の趣旨である「こどもの育ち」を考慮すると望ましい利用方法ではなく、このような場合には、一時預かり事業の利用を促す旨が国の手引きで示されている。利用者に対して制度の趣旨を周知したうえで、可能な限り国の手引きに沿った対応をしながら、一時預かり事業とこども誰でも通園制度を住み分けて実施していく。なお、保護者の都合による利用を絶対に受け入れないということではない。まずは制度の趣旨を理解してもらい、目的に合った事業の利用を案内するということである。

#### 【委員】

こども誰でも通園制度はこどもの権利としてあり、一時預かりは保護者の権利としてある。とりあえずやってみないと分からぬものを承認せざるを得ないのは心苦しいが、今後の利用状況によっては、実施施設を拡大する可能性もあるということで理解した。ふあみりこらぼが開設した時から、那珂湊地区にも同様の施設を開設して欲しいという話を何度もしてきたが、いまだに実現されない。那珂湊第一幼稚園の今後の利活用の方向性についても、議題に出せない雰囲気があるが、誰にでも公平に利用機会があることが望ましく、やはり那珂湊地区での実施も検討してほしい。こどもの権利としての制度であるならばなおさらである。

#### 【委員】

今後の提供体制の確保について、「民間の施設で実施していただくには、先行きが不透明な状況にあります。」とある。市内認可保育園は19施設。先日園長会議を行い、この制度について話し合った。民間保育園の園長からは制度に対する不満が多く聞かれた。ひたちなか市の保育園は0・1・2歳児の定員はほぼ満員である。そうした状況の中、開設にあたっては保育士や看護師等の確保が必要であるにもかかわらず、委託料の公定価格すらはっきりしていないというのが国の政策である。ひたちなか市としてはあまり振り回されないほうがよいという印象を持った。

#### 【会長】

今後国から具体的なものが示されるということである。引き続き国の動向を注視しながら、意見等あれば事務局まで問い合わせ願いたい。議事について承認でよいか。

#### 【各委員】

了解。

(2) ひたちなか市こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）の改訂（案）について  
議事（1）に伴い、国の指針が改正されたことによる、ひたちなか市こども計画（第3期  
子ども・子育て支援事業計画）の改訂（案）について事務局より概要を説明し、その後質  
疑応答。質疑応答の主なものは次のとおり。

**【委員】**

こども誰でも通園制度における提供体制の確保数の表において、量の見込みの単位が「(延べ  
人数/月)」から「(人/日)」と変更されているにもかかわらず数字が変わらないのはなぜか。

**【事務局】**

単位の表記の誤りであるため、数字に変化はない。

**【委員】**

満3歳児以上を対象とする小規模保育事業の供給体制の確保について、新たな事業として創  
設されたが、利用の見込みがないため量の見込み及び提供体制の確保数を「0人」とし、表  
外にその旨記載したということなのか。

**【事務局】**

令和8年4月から満3歳児以上限定の小規模保育事業が法律上位置付けられるが、本市では  
事業者等からの設置要望がないため、本計画期間については設置の必要なしとしている。詳  
細な人数の把握については、事業者等からの要望があった際や、次期計画の策定時に市民への  
ニーズ調査を行う考えである。本事業は、国家戦略特別区域法に基づき国が指定した地域  
において、特別なルールで試行的に実施されていた取組を一般制度化したものである。全国  
的にはニーズのある事業と見られるが、ひたちなか市では要望がなく、このような記載方法  
となった。

**【委員】**

事業を実施するにあたり建物は必要か。

**【事務局】**

設置基準に関する法改正が行われておらず不透明な状況であるが、今後定められるものと思  
われる。

**【会長】**

基準が示されない中で、事業者にとっては実施できるかどうか判断が難しい部分もあるかと  
思うが、今後も国の動向を注視しながら、意見等あれば事務局まで問い合わせ願いたい。議  
事について承認でよいか。

**【各委員】**

了解。

**5. 閉会**